



# ニッセイアジア好配当株式ファンド(毎月分配型)

## 【特別レポート】運用状況と現段階の投資判断について

### ～タイの非常事態宣言を受けて～



2014年1月22日

平素は格別のご高配をたまわり、厚く御礼申し上げます。

2014年1月21日、タイのインラック政権が首都バンコクに非常事態宣言を発令しました。

については、当ファンドの足元の運用状況および現段階の投資判断についてご報告いたします。

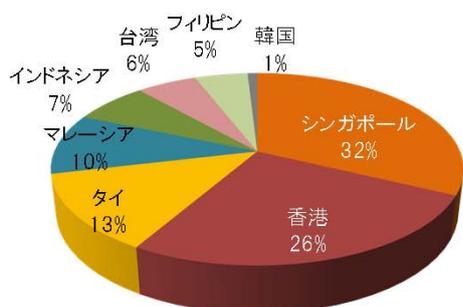
### 基準価額の推移 (2010年3月31日～2014年1月21日:日次)



※上記は過去の実績であり、将来の運用成果等を保証するものではありません。  
 ※税引前分配金再投資基準価額は分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

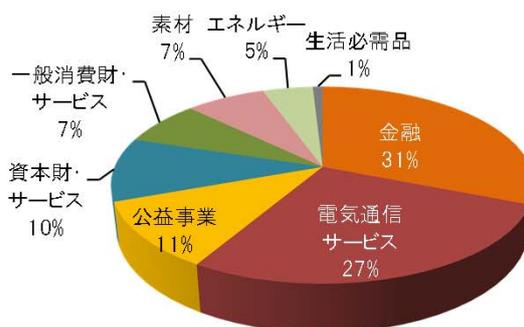
### マザーファンドの状況 (2014年1月21日時点)

#### ■ 国・地域別組入比率



※国・地域はニッセイアセットマネジメントの分類によるものです。  
 ※対組入株式等評価額比

#### ■ 業種別組入比率



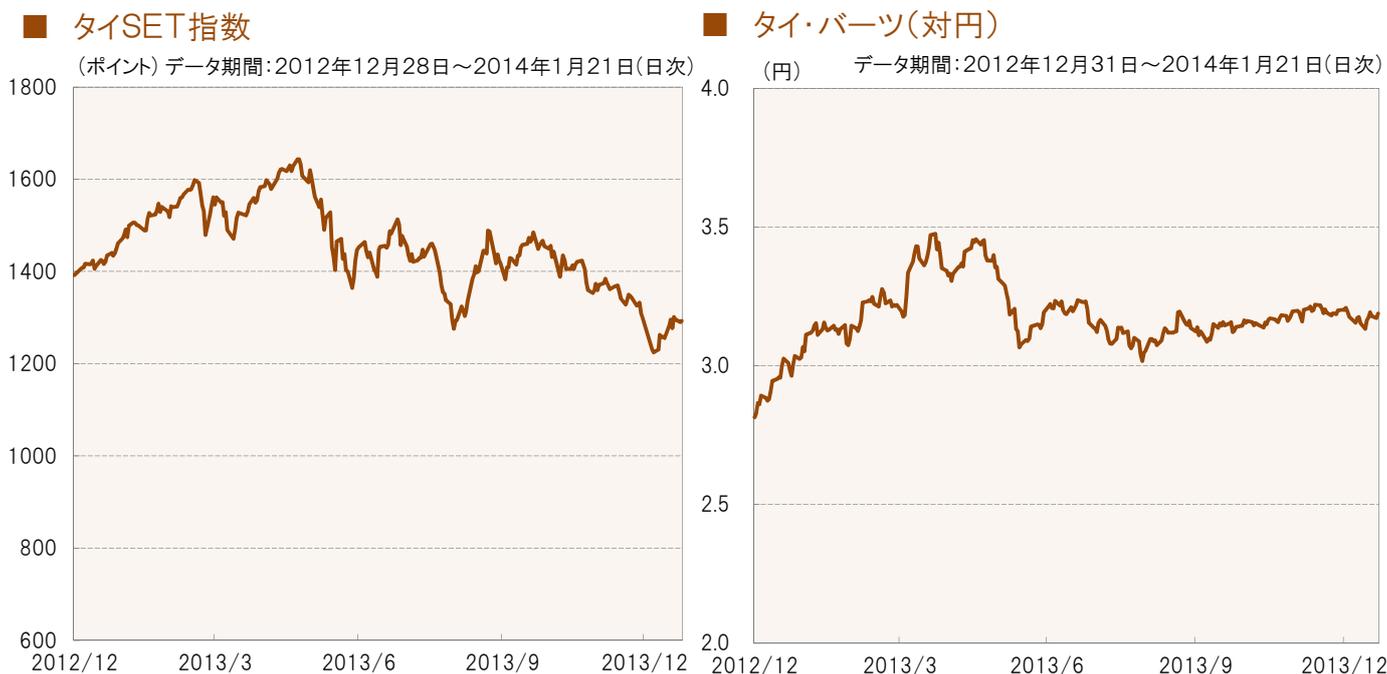
※対組入株式等評価額比

#### ■ 組入銘柄(タイ)

銘柄	業種	配当利回り	比率	銘柄解説
PTTグローバル・ケミカル	素材	4.5%	4.7%	エチレン、プロピレンなどを精製する石油化学メーカー
アドバンスド・インフォ・サービス	電気通信サービス	5.7%	4.0%	タイのシェア最大の携帯電話通信事業者
タイオイル	エネルギー	4.9%	3.4%	タイ石油公社(PTT)傘下の石油精製会社
BTSグループ・ホールディングス	資本財・サービス	6.1%	0.8%	バンコクのスカイトレイン・システム(BTS)およびバス高速輸送システム(BRT)を運営する公共交通サービス会社

※対組入株式等評価額比

## タイSET指数とタイ・パーツの動向



出所)ブルームバーグのデータをもとにニッセイアセットマネジメント作成

## 運用担当者のコメント

## ●タイ政府による非常事態宣言について

タイでの総選挙を2014年2月2日に控え、バンコクではインラック政権退陣を求めるタイ野党民主党主導の反政府デモが2ヵ月以上続いてきました。これに対し、タイ政府は1月21日、首都バンコクとその近郊に非常事態宣言を発令、1月22日から60日間適用されます。非常事態宣言の発令により、治安当局は外出禁止令を発令できること、5人以上の政治集会を禁止できること、メディアの検閲、令状なしでの拘束等も可能になります。通常、治安維持遂行に対しては国軍の指揮で行われますが、今回の治安維持の指揮は「警察」が行うことになっており、2010年のバンコク騒乱の際、デモ隊を強制排除した軍隊は「中立」の立場を取っています。また、インラック首相は、「暴力を避けること、交渉を重視すること、実力行使を避けること等」を強調しています。デモ活動の焦点の一つとなっている「総選挙の実施」は1月22日に憲法裁判所が判断する予定ですが、大きく事態が変わる要素としては、「国王」あるいは「国軍」の動向であろうと想定しております。

外国為替市場、株式市場ともに、1月22日昼の段階では、タイ・パーツは対米ドルでは32.880パーツ程度に下落、タイ株式市場のSET指数は前日比で約0.8%程度下落、1,280ポイント前後の水準で推移、比較的落ち着いた動きとなっている模様です。ただし、今回の非常事態宣言の発令に伴い、一時的ながら、タイの重要産業の一つである「観光」産業への打撃は想定すべきリスクと考えております。

## ●現段階の投資判断

1月22日昼の段階では、株式、債券、通貨の各市場は小動きで比較的落ち着いているものと思われます。現地の証券取引所は閉鎖されておらず、通常通りの株式の売買は可能であり、市場参加者も通常通りの営業を行っており、支店を含めた銀行業務も通常通りの営業を継続しております。つまり、金融システムに変化はなく、すぐに大きな騒乱への発展も想定しにくいものと考えられているようです。もちろん、2010年のバンコク騒乱のような可能性は否定できませんが、市場では今後数週間は大きな騒乱ではなく、むしろ現状の混乱が続くと想定しているようです。

今回のような危機に直面した場合の最優先投資判断基準は「流動性」であると考えております。流動性が確保できないと判断した場合は、投資魅力度の高い企業の株式であっても売却いたします。なお、2010年バンコク騒乱時には、タイ株式を全て売却する対応をしております。

今回のタイの混乱について、現段階では「流動性」懸念は発生しておりません。このため、現在ファンドで保有しているタイの個別銘柄は、売却せず、保有を継続したいと判断しております。

むしろ、現段階では、「一時的な混乱」を前提に投資判断をすべきと考えております。過去のタイの市場を振り返ると、政治的な混乱が収束した後、株式市場が上昇してまいりました。つまり、タイという市場には、政治的な不安定さと高い成長性が同居していることを前提に投資をしないといけないと認識しています。

現在、タイへの投資ウエイトは、約13%、4銘柄に投資しておりますが、今回の混乱が与える個別銘柄の業績に与える影響はそれほど大きくないと思われまます。つまり、現段階では「ポートフォリオへの影響は限定的」であり、「投資を継続すべき」と判断しています。

## ●運用方針について

現段階でポートフォリオ構築方針並びに、投資方針に変更はありません。中長期的な視点から考えれば、世界経済の牽引はアジアが主導するとの基本的な考え方に変更ありません。これまで通りの投資を維持すべきと考えております。つまり、アジアの成長の恩恵に浴することができる銘柄を選別、バリュエーションが割高な銘柄を避けた形でのボトムアップでの投資スタイルを継続したいと考えております。

## ファンドの特色

- ①高い成長が見込まれるアジア諸国・地域(日本を除く)の株式を実質的な主要投資対象とします。
- ②相対的に配当利回りが高く、流動性の高い大型株を中心に銘柄選定を行い、安定した配当等収益の確保と中長期的な値上がり益の獲得をめざします。
- ③毎月、株式の配当金および値上がり益を主な原資として分配を行うことをめざします。
- ※分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して決定します。分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。
- ※将来の分配金の支払いおよび水準について、保証するものではありません。

## 投資リスク

※ご購入に際しては、投資信託説明書(交付目論見書)の内容を十分にお読みください。

### 基準価額の変動要因

- ファンド(マザーファンドを含みます)は、値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本を割込むことがあります。
- ファンドは、預貯金とは異なり、投資元本および利回りの保証はありません。運用成果(損益)はすべて投資者の皆様のものとなりますので、ファンドのリスクを十分にご認識ください。**

### 主な変動要因

株式投資リスク	株式は国内および国際的な景気、経済、社会情勢の変化等の影響を受け、また業績悪化(倒産に至る場合も含む)等により、価格が下落することがあります。
為替変動リスク	原則として対円での為替ヘッジを行わないため、外貨建資産については、為替変動の影響を直接的に受けます。一般に円高局面ではファンドの資産価値が減少します。
カントリーリスク	外国の資産に投資するため、各国の政治・経済情勢、外国為替規制、資本規制等による影響を受け、ファンドの資産価値が減少する可能性があります。
流動性リスク	市場規模が小さいまたは取引量が少ない場合、市場実勢から予期される時期または価格で取引が行えず、損失を被る可能性があります。

### 分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの信託財産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 受益者のファンドの購入価額によっては、支払われる分配金の一部または全部が実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

## 手続・手数料等

お申込みメモ ※基準価額は便宜上1万口当りに換算した価額で表示されます。

購入単位	各販売会社が定める単位とします。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換金代金	換金申込受付日から起算して、原則として6営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として毎営業日の午後3時までに販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。
申込不可日	香港取引決済所、シンガポール証券取引所のいずれかの休業日と同日の場合は、購入・換金の申込みの受け付けを行いません。
信託期間	平成32年2月10日まで(設定日:平成22年3月31日)
繰上償還	委託会社はあらかじめ受益者に書面により通知する等の手続きを経て、ファンドを繰上償還させることがあります。
決算日	毎月10日(該当日が休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年12回の毎決算日に、収益分配方針に基づき収益分配を行います。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は税法上、平成26年1月1日から始まる少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」の適用対象です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

❗ ご購入に際しては、投資信託説明書(交付目論見書)の内容を十分にお読みください。

## ファンドの費用

### 投資者が直接的に負担する費用

購入時	購入時手数料 (1万口当り)	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に <b>3.15%(税込)</b> を上限として販売会社が独自に定める率をかけた額とします。※料率は変更となる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換金時	信託財産留保額	ありません。

### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

毎日	運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの純資産総額に <b>年率1.5435%(税込)</b> をかけた額とし、ファンドからご負担いただきます。
	監査費用	ファンドの純資産総額に年率0.042%(税込)をかけた額を上限とし、ファンドからご負担いただきます。
随時	その他の費用・ 手数料	組入有価証券の売買委託手数料、信託事務の諸費用および借入金の利息等はファンドからご負担いただけます。これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を記載することはできません。

❗ 当該費用の合計額、その上限額および計算方法は、運用状況および受益者の保有期間等により異なるため、事前に記載することはできません。

❗ 詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

## 税金

分配時の普通分配金、換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して、所得税および地方税がかかります。詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

委託会社【ファンドの運用の指図を行います】	ファンドに関するお問合せ先
ニッセイアセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者登録番号 関東財務局長(金商)第369号 加入協会:一般社団法人投資信託協会 一般社団法人日本投資顧問業協会	ニッセイアセットマネジメント株式会社 コールセンター:0120-762-506 (午前9時~午後5時 土、日、祝祭日は除きます) ホームページ: <a href="http://www.nam.co.jp/">http://www.nam.co.jp/</a>
受託会社【ファンドの財産の保管および管理を行います】	
三菱UFJ信託銀行株式会社	

## ご留意いただきたい事項

- ①投資信託はリスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動し、運用成果(損益)はすべて投資者の皆様のもとなります。投資元本および利回りが保証された商品ではありません。
- ②当資料はニッセイアセットマネジメントが作成したものです。ご購入に際しては、販売会社よりお渡しする投資信託説明書(交付目論見書)、契約締結前交付書面等(目論見書補完書面を含む)の内容を十分にお読みになり、ご自身でご判断ください。
- ③投資信託は、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金による支払いの対象にはなりません。
- ④投資信託のお取引に関しては、クーリング・オフ(金融商品取引法第37条の6の規定)の適用はありません。
- ⑤当資料のいかなる内容も将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。また、資金動向、市況動向等によっては方針通りの運用ができない場合があります。
- ⑥当資料は、信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確性、完全性を保証するものではありません。
- ⑦当資料のグラフ・数値等はあくまでも過去の実績であり、将来の投資収益を示唆あるいは保証するものではありません。また税金・手数料等を考慮しておりませんので、実質的な投資成果を示すものではありません。

## 取扱販売会社一覧

※販売会社は今後変更となる場合があります。また、販売会社によっては、新規のお申込みを停止している場合もあります。

詳しくは、販売会社または委託会社の照会先までお問合せください。

取扱販売会社名	金融商品取引業者	登録金融機関	登録番号	日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会
SMBCフレンド証券株式会社	○		関東財務局長(金商)第40号	○			
株式会社SBI証券	○		関東財務局長(金商)第44号	○		○	
高木証券株式会社	○		近畿財務局長(金商)第20号	○			
丸三証券株式会社	○		関東財務局長(金商)第167号	○			
UBS証券株式会社	○		関東財務局長(金商)第2633号	○		○	○
楽天証券株式会社	○		関東財務局長(金商)第195号	○		○	
株式会社第四銀行		○	関東財務局長(登金)第47号	○		○	
株式会社北陸銀行		○	北陸財務局長(登金)第3号	○		○	